名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
大陽日酸エンジニアリング株式会社	神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一	本社 神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第十七条第四項第二項までから第十項までに規定する保安検査を行う者として指定	全都道府県	平成二十七年四月二十八日
		東北支店 宮城県仙台市宮城野区扇町七丁目四番六号			
		北関東支店 栃木県小山市城北六丁目二十四番十三号			
		関東支店 神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一	一般高圧ガス保安規則第八十八条第四項において準用する同令第九条第二項第七項から第十項までに規定する保安検査を行う者として指定		
		中部支店 愛知県名古屋市緑区大根山二丁目百四番地	コンビナート等保安規則第三十五条第四項において準用する同令第三十四条第二項から第四項までに規定する保安検査を行う者として指定	青森県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、岡山県、広島県、福岡県、大分県	
		関西支店 大阪府堺市堺区大浜西町四番地			
		中四国支店 広島県広島市西区南観音五丁目九番七号			
		九州支店 福岡県北九州市小倉北区東港二丁目三番一号			
川重ファシリテック株式会社	兵庫県加古郡播磨町新島八番地	本社保安検査部 兵庫県加古郡播磨町新島八番地	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第十七条第四項第二項までから第十項までに規定する保安検査を行う者として指定	全都道府県	平成二十七年四月三十日
		東部保安検査センター 千葉県野田市吉春八百三十番地			
		西部保安検査センター 兵庫県加古郡播磨町新島八番地			

○国土交通省告示第六百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三度川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷

字横山　二四一五番一一号
二三九九番二二号
二三九八番二三号
二三八〇番四号
二三七七番五号
二三七二番二六号
字荒畑　三一四八番七号
三一四七番二八号
三一四五番九号
三一一六番一十号
三一七七番二十一号
字杖付　三一一四番十二号

○国土交通省告示第六百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

㈠　杉の下川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十六年建設省告示第二百七十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県下益城郡美里町坂本

字長野　六五二番一　一号から三号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱四号と七号を昭和四十六年建設省告示第二百七十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域